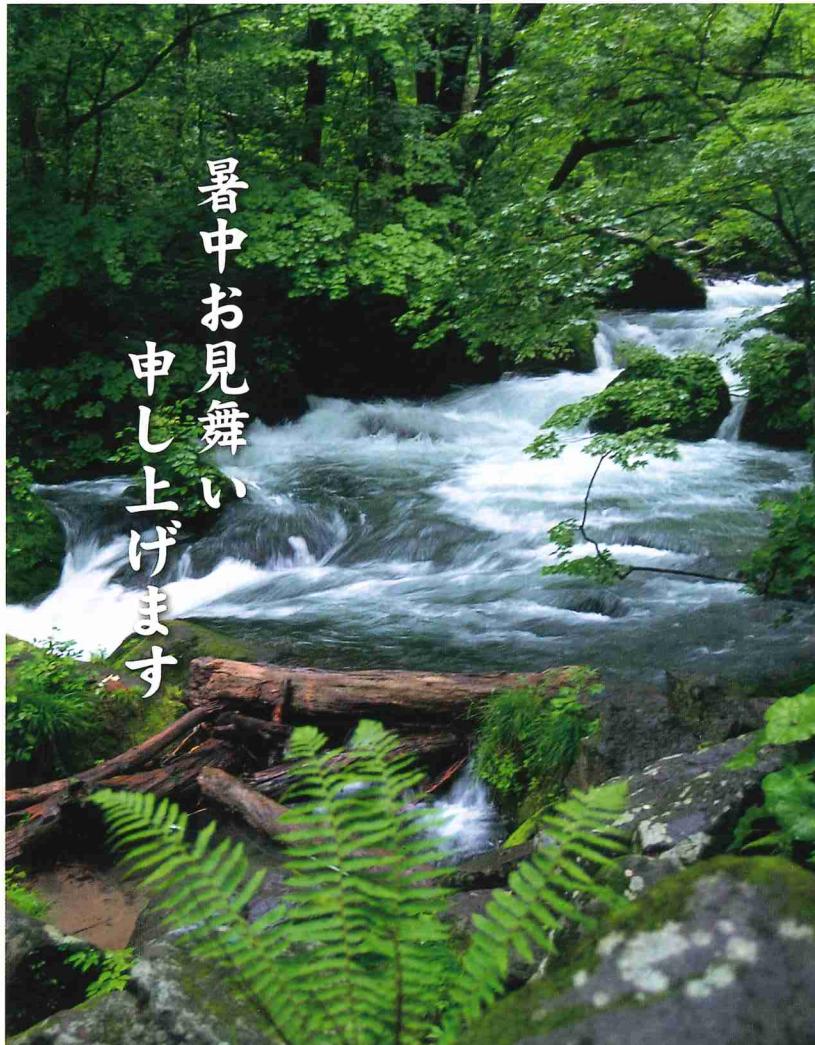


8 2024(令和6年)



花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安蒜俊雄

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone: 047(341)8811
Fax: 047(341)8080

◆ 8月の税務と労務

- 国 税／7月分源泉所得税の納付 8月13日
国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
9月2日
国 税／12月決算法人の中間申告 9月2日
国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 9月2日
国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 9月2日
地方税／個人事業税第1期分の納付

都道府県の条例で定める日

- 地方税／個人住民税第2期分の納付

市区町村の条例で定める日

8月

(葉月) AUGUST

11日・山の日 12日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

相続人申告登記 相続登記が令和6年4月から義務化されましたが、期限内の申請が難しい場合に、簡易に義務を履行できる手続きが「相続人申告登記」です。相続登記の義務不履行による過料を回避できるメリットがありますが、相続した不動産を売却したり抵当権を設定する際には、通常の相続登記が必要な点にご注意ください。

ワン
ポイント

令和6年度税制改正 インボイス制度 見直しのポイント

令和6年度税制改正（以下「6年度改正」といいます）では、昨年10月から実施されたインボイス制度について、自動販売機又は自動サービス機により行われる課税仕入れ（以下「自動販売機特例」といいます）及び、「自動販

使用の際に証票が回収される課税仕入れ（以下「回収特例」といいます）について見直しが実施されています。今回は、6年度改正のうち日々の経理事務に直接影響する消費税関係の見直し事項をみていきます。

1 帳簿保存のみで仕入税額控除を適用できる取引

(1) インボイス制度の原則

インボイス制度が導入され以前は、税込価額3万円未満の取引については、領収書の保存がなくとも、帳簿にその取引を記載することにより仕入税額控除を適用することができます。しかし、インボイス制度導入後は、税込価額3万円未満の取引であっても領収書を受領し、保管することが原則になりました。

(2) 対象となる取引の具体例

インボイス制度導入後にあっても、領収書や請求書の受領が難しい取引があり、これらについては一定事項を記載した帳簿を保存することにより、例外的に仕入税額控除を適用できるこ

10人事業者について
は、令和5年9月30日ま
10月1日から同11年9月30日ま
(3) 経過措置

次の条件に該当する法人と個人事業者については、令和5年9月30日ま
で経過措置が設けられています。
表1記載の取引以外の「税込1万円未満の課税仕入れ」については、インボイス・簡易インボイスの保存がなくても、記載条件を満たした帳簿保存のみで仕入税額控除の適用が可能です。
法人：前々事業年度の課税売上の額が1億円以下又は前事業年度の上半期の課税売上の額が5千万円以下

表1 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引の例（主なもののみ掲載）

- ① インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除く）【回収特例】
- ③ 古物営業・質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの古物・質物（古物営業者・質屋の棚卸資産に該当するものに限る）の購入・取得
- ④ インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等【自動販売機特例】
- ⑤ インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- ⑥ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

個人事業者：前々年の課税売上の額が1億円以下又は前年の1月から6月の課税売上の額が5千万円以下

2 自動販売機特例とは？

自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち、その課税資産の譲渡等に係る税込価額が3万円未満の取引をいいます。

例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振り込みサービスのように、機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当します。

入场券のような物品切手等で簡易インボイスの記載事項（引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付の際にインボイス発行事業者に回収される取引をいいます。ただし、表1①に該当する取引は回収特例から除かれます。

3 回収特例とは？

(2) 適用開始日 この見直しは、インボイス制度が実施された令和5年10月1日以降の取引について適用されますが、すでに記帳されている取引内容をさかのぼつて訂正する必要はありません。また、見直し後も引き続き帳簿に住所又

おいては、帳簿に①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容（軽減税率の対象の場合はその旨記載）、④課税仕入れの相手方の住所又は所在地、⑤支払対価の額、⑥特例適用対象となる旨、をそれぞれ記載することとされていますが、今回の見直しにより④は記載する必要がなくなりました。具体的な帳簿の記載例は表2をご参照ください。

なお、自動販売機特例又は回収特例を適用するに当たり、取引額が3万円未満かどうかは、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

4 6年度改正による見直し

1 見直しの内容

適用する場合、6年度改正前においては、帳簿に①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容（軽減税率の対象の場合はその旨記載）、④課税仕入れの相手方の住所又は所在地、⑤支払対価の額、⑥特例適用対象となる旨、をそれぞれ記載することとされていますが、今回の見直しにより④は記載する必要がなくなりました。具体的な帳簿の記載例は表2をご参照ください。

自動販売機特例や回収特例は日常的に発生する取引に関連しています。各特例を適用するに当たり、どのような記録を保存し、どのように記帳するのか判断に迷うことが多いと思います。

5 まとめ

役員・社員間で取扱いに係る情報と共に、無駄な記帳事項は省略して効率的な経理事務になげていくことが肝要です。

【参考資料】
国税庁「令和6年度税制改正の大綱について（インボイス関連）」



表2 自動販売機特例・回収特例 6年度改正後の記載例

自動販売機特例

会議の際に提供する飲み物として、自動販売機で飲料(1本150円)を20本(計3千円)購入した場合の記載例

総勘定元帳(会議費)			
XX年		摘要	借方(円)
月	日	要	貸方(円)
2	8	自販機 飲料※	3,000
:	:	:	:

※は軽減税率対象品目

回収特例

社員の福利厚生目的で施設の入场料(1枚2千円)を4枚(計8千円)購入した場合の記載例

総勘定元帳(福利厚生費)			
XX年		摘要	借方(円)
月	日	要	貸方(円)
2	8	○○施設入场券	8,000
:	:	:	:

個人商店経営の基本

個人商店では、お客様が減ったから何かお客様を増やす方法を考えようというパターンをしばしば見かけます。しかし、その前に決めるべきこと・やることがあると考えます。

先ず、決めるべきことは「生活をしながら商売を続ける」のか、それとも「経営をする」のか、です。

生活をしながら商売を続行する場合では、現在の商店主が健康なうちは商売を続けるというものです。

そして、その後は①他人に貸して賃料をもらうか、②廃業するか、③後継者に引き継ぐか、です。この場合、売上げが減少中なども見られます。いずれにしても成長は望みにくく、衰退していくことが多いです。

では、個人商店が「経営をする」場合です。

よく考えがちなのは、商店主が経営学をしっかり勉強して「人・モノ・カネ」につ

いて現状を検証して利益を出し続ける仕組みを作るといった抽象的なものです。

むしろ、現実的な戦略は、家庭の生活にいくらお金がかかるのかを決め、その上で商売にいくらかかるのか“生活資金と商売の運転資金と一緒にしないこと”をベースにおいて、自分達の人材力、商品力、資金力から考えて「何をどこまでできるのか」考えて決めていくことだと思います。

東京で多店舗経営の食品スーパーS店の例

S店は開業当初はSさんと奥さんの2人の八百屋さんでした。何とか大きい店にしたいと2人で話し合いました。「いったいうちはいくらあれば生活ができるんだ」「余ったお金はお客様のために使おう」。

良い商品を提供することを優先し、地の利は悪いものの東京では新鮮な野菜を集積するO市場から仕入れ、余裕のある資金は売り値を低くするために回していました。現在のSさんは、メガバンクも認める経営者です。

メモ書きの効用

20代の頃、上司から「とにかくメモを取れ」と言われた人は多いことでしょう。メモを取れば仕事のミスも減りANDRもうまいくと教えられたものです。

さて、清掃業界は顧客からのクレームが出やすい。特にトイレですが、当仕事を担当する女性のパートの入れ替わりが激しい。

Tさんは百貨店、複合商業施設、病院等の現場で長年にわたりトイレの清掃指導を行っています。そして、指導ではいつも「メモ用紙をポケットに入れ、気が付いたことは書いておいてください」と話します。

Tさん自身、当業界に入ったのは30代始めの頃でした。以来、当時の先輩に言われたメモを取ることを守っています。それは、その効用を何度も体験しているからです。

Tさんは、「私の経験はメモに書いてあり、これをまとめれば“トイレ清掃”的題で一冊の本になります」とも話します。

世の中の経済は複利の考え方で動いています。例えば、会社の目標で、「現在の売上高を2倍にしよう、X年までに」といった場合、複利で考えています。このX年を計算する簡単な方法が「72の法則」です。例えば、A-1の分野は年15%です。5年間たらずで2倍になります。逆に3%になると、成長とすると、72÷15=4.8%です。つまり、72÷X=年率%で、X年で2倍になります。

縮小していく業界では、72÷3=24ですから、24年間で業界規模は2分の1になってしまいます。さて、あなたが学生に、「来年卒業するけれど何処に就職したらよいか」と相談されたら、どのようにお答えますか？通常は、伸びている業界の中にある会社を勧めますが、もちろん下り坂の業界の会社でも、その会社は成長分野への進出を狙う戦略を取るのですが。

複利の考え方